事件番号 令和4年(行ウ)第207号

〒136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番10-609

孫樹斌 様



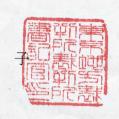
令和4年(行ウ)第207号

## 事 務 連 絡

令和4年5月30日

原告 孫 樹斌 殿

東京都千代田区霞が関1丁目1番4号 東京地方裁判所民事第2部Cd係 裁判所書記官 戸 田 淳 TEL03-3581-5652 FAX03-3581-5443



標記の事件について、裁判長の指示により、下記のとおりご連絡します。内容について不明な点がございましたら、当職までご連絡ください。

記

- 1 本件の請求は、訴状7頁の第1の3(1)(区民部納税課)のイ及び同(2)(土木部 交通対策課)の請求並びに訴状8頁の第2の3の請求です(被告は東京都江東区)。
- 2 訴え提起手数料として、8万3000円分の収入印紙を、<u>令和4年6月13日</u> (月)までに納付してください。
- 3 書類の送達等に要する費用として、6000円分の郵便切手(内訳:500円 8枚、100円10枚、84円5枚、50円4枚、20円10枚、10円10枚、 5円10枚、2円10枚、1円10枚)を、<u>令和4年6月13日(月)までに</u>予 納してください。